

## 汚染負荷量賦課金申告・納付に係る手続等における旧姓併記について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく汚染負荷量賦課金の申告・納付につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。皆さまのご理解とご協力のもと、公害健康被害補償制度は円滑に運営されております。

さて、公害健康被害補償法に係る公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和 49 年総理府・通商産業省令第 4 号。）の規定に基づく申請等の手続における氏名の記載方法については、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 1 公害健康被害補償法に基づく手続における氏名欄の旧姓併記について  
汚染負荷量賦課金申告・納付等を行う際に、旧姓併記（現行の氏名に加えて旧姓を記載することをいう。以下同じ。）としても差し支えない。
- 2 申告書等への記載方法について  
旧姓併記とする場合は、申告書等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記するものとする。
- 3 旧姓の確認について  
上記 1 に掲げる申告・納付等を行う際に、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類の提出を求める場合がある。

以上